

地域福利増進事業を通じた土地の有効活用を促すため、地域福利増進事業の用に供するために土地を譲渡した者の譲渡所得に係る特例措置及び地域福利増進事業の用に供する資産に係る固定資産税等を軽減する特例措置を令和元年度税制改正において創設。

地域福利増進事業のイメージ

※ 地域福利増進事業に係る規定は、令和元年6月1日より施行。

使用権を設定

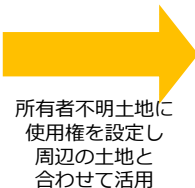
所有者不明土地

※共有者の一部が不明なものを含む。

所有者が判明している土地

事業区域※

※ 裁定申請書に記載されているものに限る。



所有者不明土地に使用権を設定し周辺の土地と合わせて活用



ポケットパーク（公園）（出典）杉並区



直売所（購買施設）（出典）農研機構 広島県

特例措置の内容

① 所得税・法人税等

地域福利増進事業を実施する者に土地等(※1)を譲渡(※2)した場合の長期譲渡所得(2000万円以下の部分)に係る税率を20%→14%に軽減(※3)
(～令和4年12月31日)

② 固定資産税・都市計画税

地域福利増進事業の用に供する土地及び償却資産(※1)に係る固定資産税等の課税標準を5年間2/3に軽減(～令和3年3月31日)

※1 所有者が判明している土地等に対する適用については、一定の地域福利増進事業である場合に限る。 ※2 裁定後に行われるものに限る。

※3 法人の場合は、重課制度(長期5%)が適用除外(ただし、重課制度は令和4年末まで課税停止。)

適用のイメージ(土地について)

税目	事業者が所有権を取得する場合	事業者が所有権を取得しない場合
所得税・法人税等	<p>確知所有者から持分を取得 → 確知所有者の譲渡所得に係る税率を軽減</p> <p>所有者不明土地(共有で一部不明の場合) 事業区域</p> <p>所有者が判明している土地</p> <p>所有者から所有権を取得 → 従前所有者の譲渡所得に係る税率を軽減</p>	適用なし
固定資産税・都市計画税	<p>確知所有者から持分を取得 → 事業者の固定資産税等を軽減</p> <p>所有者不明土地(共有で一部不明の場合) 事業区域</p> <p>所有者が判明している土地</p> <p>所有者から所有権を取得 → 事業者の固定資産税等を軽減</p>	<p>確知所有者が存在 → 確知所有者の固定資産税等を軽減</p> <p>所有者不明土地(共有で一部不明の場合) 事業区域</p> <p>所有者が判明している土地</p> <p>所有者から借りる(無償である場合に限る) → 所有者の固定資産税等を軽減</p>